

1 した旨を所管の地方厚生局に報告する必要がある。

2

3 (3) 臨床研修の再開

4 臨床研修を中断した者は、自己の希望する臨床研修病院に、
5 臨床研修中断証を添えて、臨床研修の再開を申し込むことが
6 できるが、研修再開の申し込みを受けた臨床研修病院の管理者
7 は、研修の修了基準を満たすための研修スケジュール等を
8 地方厚生局に提出する必要がある。

9

10 6-3 未修了

11

12 未修了とした場合、当該研修医は原則として引き続き同一
13 の研修プログラムで研修を継続することとなるが、その場合
14 には、研修プログラムの定員を超える事もあり得ることから、指導医1人当たりの研修医数や研修医1人当たりの
15 症例数等について、研修プログラムに支障を来さないよう、
16 十分な配慮が必要である。

17

18 また、この時、管理者は、当該研修医が臨床研修の修了基
19 準を満たすための研修スケジュールを地方厚生局に提出する
20 必要がある。